

教 文 博 第 3 0 5 4 号  
令和 2 年 (2020 年) 3 月 4 日

関 係 所 管 機 関 の 長  
各道立美術館・博物館等の長 (指定管理者) 様  
各道立青少年体験活動支援施設所長 (指定管理者)

生涯学習推進局長

道立社会教育施設等の休館期間の延長について (通知)

道立社会教育施設等の休館については、令和 2 年 (2020 年) 2 月 27 日付け教文博第 3022 号通知により 2 月 29 日 (土) から 3 月 16 日 (月) までとしたところですが、2 月 28 日 (金) に知事が発出した「新型コロナウイルス緊急事態宣言」を踏まえ、道立の社会教育施設等の休館期間を 3 月 19 日 (木) までに延長することが適当と判断しましたので、適切に対応願います。

また、指定管理者におかれましては、この度の対応をご理解の上、ご協力願います。

記

1 休館期間を延長する道立社会教育施設等

(1) 図書館・美術館・博物館

北海道立図書館、北海道立近代美術館、北海道立三岸好太郎美術館、北海道立旭川美術館、北海道立函館美術館、北海道立帯広美術館、北海道立文学館、北海道立釧路芸術館、北海道立北方民族博物館、北海道立埋蔵文化財センター

(2) 青少年体験活動支援施設

ネイパル砂川、ネイパル深川、ネイパル森、ネイパル北見、ネイパル足寄、ネイパル厚岸

2 休館する期間

令和 2 年 (2020 年) 2 月 29 日 (土) ~ 3 月 19 日 (木)

(延長期間 3 月 17 日 (火) ~ 3 月 19 日 (木))

3 その他

北海道所管の博物館 (北海道総合博物館 (北海道博物館・北海道開拓の村・自然ふれあい交流館)、オホーツク流氷科学センター、アイヌ総合センター) についても同様の対応を行うことを申し添えます。

(生涯学習課生涯学習推進・施設グループ)

(生涯学習課社会教育・読書推進グループ)

(文化財・博物館課博物館グループ)

(文化財・博物館課文化財調査グループ)